

訪問看護ご利用料金表（介護保険・介護予防保険）

基本利用料				
		時間内：8時～18時	早朝： 6時～ 8時 夜間：18時～22時	深夜：22時～翌6時
基本 項目	訪問看護・予防訪問看護Ⅰ- 1 (20分未満)	316円	395円	474円
	訪問看護・予防訪問看護Ⅰ- 2 (30分未満)	472円	590円	708円
	訪問看護・予防訪問看護Ⅰ- 3 (30分以上1時間未満)	830円	1,038円	1,245円
	訪問看護・予防訪問看護Ⅰ- 4 (1時間以上1時間30分未満)	1,138円	1,423円	1,707円
	理学療法士・作業療法士による 訪問看護Ⅰ- 5 (1回あたり20分)	316円		
	理学療法士・作業療法士による 訪問看護Ⅰ- 5 (1回あたり40分)	632円		
	理学療法士・作業療法士による 訪問看護Ⅰ- 5 (1回あたり60分)	852円		
加 算 項 目	緊急時訪問看護加算	24時間体制をとり、緊急時に必要に応じて対応		540円/月
	特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている。気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態。		500円/月
	特別管理加算（Ⅱ）	上記以外の指導管理を受けている、人工肛門・人口膀胱を設置、真皮を超える褥瘡、3日以上点滴注射を必要とされている状態。		250円/月
	複数名訪問看護加算	30分未満		254円/回
		30分以上		402円/回
	長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象		300円/回
	初回加算	新規にご利用を開始した方に対して (1回限り)		300円/回
	退院時共同指導加算	退院又は退所あたり、在宅での療養上必要な指導を行った場合		600円/回
ターミナルケア加算				2,000円
居宅療養管理指導		同一建物居住者以外の者の場合		400円/回
〔主治医が必要と認め、サービス担当者 会議で必要性が認められた場合〕		同一建物居住者の場合		360円/回

個人負担金は1回の利用額×利用回数になります。加算は月1回又は、その都度発生するものがあります。

※営業区域外への訪問の際には別途交通費がかかります（訪問毎 片道 kmあたり 円）

※准看護師が訪問した時には基本利用料金×0.9になります。（加算部分は除く）

訪問間を利用するには医師の指示が必要です。病院で文書料が請求されることになります。

めぐみケア訪問看護リハビリステーション